

朝鮮半島における戦時労働動員死亡者の遺骨問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年六月十五日

岡崎トミ子

参議院議長 扇 千 景殿

朝鮮半島における戦時労働動員死亡者の遺骨問題に関する質問主意書

平成一六年一二月の日韓首脳会談以降、朝鮮人（韓国を含む。以下同じ。）の戦時労働動員死亡者の遺骨返還に向けて、両国の協議のもとで調査が進められている。遺骨問題の解決は重要な人道的問題であり、今後日本が過去の歴史と向き合い、アジアの人々と共生していくために、大切な課題であると考えられる。

そこで、以下質問する。

一 朝鮮人の戦時労働動員は、昭和一四年七月の閣議決定による総動員計画によって開始され、毎年閣議決定による総動員計画に基づき、各企業への動員は政府の承認のうえで行われてきたものであることを政府は認めるか。また、その人数をどう把握しているか。

二 朝鮮人の戦時労働動員の結果、多くの朝鮮人が死亡したが、その死亡者数をどう把握しているか。

また、その死は政府の戦時労働動員が無ければ生まれなかったものである。このことについて、政府はその責任をどう考えるか。また、関係企業の責任について、政府はどのように考えているか。

三 朝鮮人の死亡者について、その死亡の事実さえ伝えられずにいる遺家族が今も多数いる。政府は、各地方自治体が保有する埋火葬認可に関する記録、戸籍受付帳、寄留名簿、また政府が保有する厚生年金デー

夕、供託金名簿などを調査し、死亡者の状況を把握し、遺族にお伝えすることが、たとえ遺骨が見つからない場合でも必要と考えるがいかがか。

四 我が国に残された朝鮮人の遺骨返還については、原則として遺族にお返しすることが必要と考えるがいかがか。

五 遺族への遺骨返還にあたっては、戦時労働動員の状況、死に至った経過を遺族にお伝えし、政府と関係企業は謝罪の意を表すべきと考えるがいかがか。

六 遺骨の返還にあたっては、人道的立場、日本国民の良心の意思表示として、遺族に対し葬祭費、慰謝料などの金銭を支払うべきと考えるがいかがか。

七 戦時労働動員の実態と、我が国が与えたアジア諸国民への被害について調査し、再びこのような過ちを繰り返すことのないよう、日本国民に周知徹底をはかる必要があると考えるがいかがか。

右質問する。

内閣参質一六四第八六号

平成十八年六月二十二日

内閣総理大臣 小泉 純一郎

参議院議長 扇 千景 殿

参議院議員岡崎トミ子君提出

朝鮮半島における戦時労働動員死亡者の遺骨問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岡崎トミ子君提出朝鮮半島における戦時労働動員死亡者の遺骨問題に関する質問に対する  
答弁書

一、二及び六について

政府としては、旧国家総動員法（昭和十三年法律第五十五号）により、朝鮮半島出身者が徴用されたことは承知しているが、徴用された朝鮮半島出身者の人数及び死亡者数は把握していない。政府としては、徴用された朝鮮半島出身者の問題を含め、当時多数の方々が不幸な状況に陥ったことは否定できないと考えており、戦争という異常な状況下とはいえ、多くの方々に耐え難い苦しみと悲しみを与えたことは極めて遺憾なことであったと考える。

朝鮮半島出身者の徴用及び「遺族」に対する金銭の支払等の問題については、大韓民国（以下「韓国」という。）との間では、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（昭和四十年条約第二十七号）第二条1において「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が・・・完全に最終的に解決されたこととなることを確認」している。また、北朝鮮との間では、日朝平壤宣言におい

て「双方は、国交正常化を実現するにあたっては、千九百四十五年八月十五日以前に生じた事由に基づく  
両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉にお  
いてこれを具体的に協議する」ことが明記されており、朝鮮半島出身者の徴用及び「遺族」に対する金銭  
の支払等の問題を含め、右のとおり日朝平壤宣言に明記されているところに従い、日朝国交正常化交渉に  
おいて協議されるべきものである。

三から五までについて

国内に存在する朝鮮半島出身者の遺骨について、遺族がその送還を希望するものについては、可能な限  
り遺族に対し送還することが望ましいものと考えており、遺骨の送還方法等については、韓国政府との協  
議を踏まえ、人道的観点から可能な限り対応していく考えであるが、現時点では、遺骨の送還に関連する  
状況以外の「死亡者の状況」まで把握することは考えていない。また、「関係企業」の謝罪については、  
政府としてお答えする立場にない。

七について

御指摘の調査については、現時点で実施する予定はない。いずれにせよ、政府としては、今後も、悲惨

な戦争の教訓を風化させず、二度と戦火を交えることなく世界の平和と繁栄に貢献していく決意であることに変わりはなく、また、我が国の戦後の歴史は、こうした戦争への反省を行動で示してきていると考える。